

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令及び危険物の規制に関する政令（平成十六年政令第二百十八号）新旧対照条文
 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号）
 （傍線の部分は改正部分）

新

旧

附則
 1 6 (略)
 7 (危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正に伴う経過措置)
 7 既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、五十二年政令施行の際現にその構造及び設備が新令第十一条第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合していなかったもので、この政令の施行の際現にその構造及び設備が新基準に適合しないもの（以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなつた場合にあつては、当該適合することとなつた日）までの間は、同項第三号の二及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 一 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出（次号において「調査・工事計画届出」という。）をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、新令第八条の四第一項に規定するもの
 平成二十一年十二月三十一日
 二 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月

附則
 1 6 (略)
 7 (危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正に伴う経過措置)
 7 既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、五十二年政令施行の際現にその構造及び設備が新令第十一条第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合していなかったもので、この政令の施行の際現にその構造及び設備が新基準に適合しないもの（以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなつた場合にあつては、当該適合することとなつた日）までの間は、同項第三号の二及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 一 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出（次号において「調査・工事計画届出」という。）をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、新令第八条の四第一項に規定するもの
 平成二十三年十二月三十一日
 二 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月

8
三
（略）
三十一日までの間に、市町村長等に調査・工事計画届
出をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、前号に掲
げるもの以外のもので、平成二十五年十二月三十一日

8
三
（略）
三十一日までの間に、市町村長等に調査・工事計画届
出をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、前号に掲
げるもの以外のもので、平成二十七年十二月三十一日

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 1 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされているこの政令による改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第十一条第一項第三号の三に規定する準特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が同号及び同項第四号に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合しないもの（以下「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなつた場合は、同項第三号の三及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。）</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成十三年三月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>3 二（略） （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 1 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされているこの政令による改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第十一条第一項第三号の三に規定する準特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が同号及び同項第四号に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合しないもの（以下「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなつた場合は、同項第三号の三及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。）</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成十三年三月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>平成三十二年三月三十一日</p> <p>3 二（略） （略）</p>